

○那須烏山市建設工事等執行規則

平成17年10月1日
那須烏山市規則第35号

改正 平成21年5月29日規則第22号 平成22年4月27日規則第40号
平成23年8月15日規則第28号 平成24年5月28日規則第33号
平成26年3月31日規則第1号 平成27年8月1日規則第23号
平成28年10月1日規則第20号 平成31年3月29日規則第17号
令和2年3月31日規則第45号 令和3年3月31日規則第30号

(趣旨)

第1条 この規則は、那須烏山市契約規則（平成24年5月那須烏山市規則第33号。以下「契約規則」という。）その他別に定めるものを除くほか、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第173条の3の規定に基づき、市が執行する建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定するものをいう。以下「工事」という。）及び工事に関連する測量、設計、試験、調査、補償等の業務（以下「建設工事関連業務」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

一部改正〔平成21年規則22号・令和2年3月規則45号〕

(工事等の執行方法)

第2条 工事及び建設工事関連業務（以下「工事等」という。）の執行方法は、直営、請負又は委託によるものとする。

一部改正〔平成21年規則22号〕

(直営による工事等)

第3条 工事等は、次に掲げる場合においては、直営で執行する。

- (1) 特に緊急を要し、請負契約又は委託契約を締結する暇がないとき。
- (2) 請負契約又は委託契約を締結することができないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、特に直営とする必要があると認めるとき。

2 直営による工事等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成21年規則22号〕

(契約の締結)

第4条 工事等の契約に係る入札（以下「入札」という。）において、落札の通知を受けた者は、当該通知を受けた日の翌日から起算して7日以内（那須烏山市の休日に関する条例（平成17年10月那須烏山市条例第2号）第2条に規定する市の休日を除く。）に次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める契約書等を作成して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る請負契約 次に掲げる契約書等
 - ア 建設工事請負契約書又は建設工事請負仮契約書
 - イ 仲裁合意書
- (2) 建設工事関連業務に係る委託契約 業務委託契約書

2 前項の期間内に同項各号に定める契約書等を提出しないときは、その落札は効力を失う。

一部改正〔平成21年規則22号・24年33号・31年17号・令和2年3月規則45号〕

(変更契約の締結)

第5条 前条の規定による契約書を締結した後、その契約内容に変更が生じたときは、次の各号に掲げる工事等の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める契約書を作成して市長に提出しなければならない。

- (1) 工事に係る請負契約 建設工事変更請負契約書又は建設工事変更請負仮契約書
- (2) 建設工事関連業務に係る委託契約 業務委託変更契約書
一部改正〔平成21年規則22号・令和2年3月規則45号〕

(契約の保証)

第6条 市長は、入札に付する額が500万円以上の工事に係る請負契約及び100万円以上の建設工事関連業務に係る委託契約を締結しようとするときは、契約規則第45条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに掲げる契約の保証を付させなければならない。

- (1) 契約保証金の納付
 - (2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
 - (3) 債務の不履行により生ずる損害金の支払を保証する銀行等又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証
 - (4) 債務の履行を保証する公共工事履行保証証券による保証
 - (5) 債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（定額てん補特約を付したものに限り。）の締結及びその保証証券の寄託
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
全部改正〔平成23年規則28号〕、一部改正〔平成24年規則33号・26年1号・31年17号・令和2年3月規則45号〕

(前金払)

第7条 市長は、工事等に係る契約規則第78条第2項及び第3項の規定による前金払については、次の表の左欄に掲げる契約に係る支出について、1契約1会計年度につき、同欄に掲げる契約の区分に応じ、同表の右欄に掲げる額を限度として行うものとする。

契約の区分	額
1 請負代金の額が500万円以上の工事の請負契約	請負代金の額（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額。第3号の額の欄において同じ。）に100分の40を乗じて得た額
2 業務委託料が300万円以上の設計、調査及び測定の委託契約	業務委託料（継続費、繰越明許費又は債務負担行為に係る契約にあっては、当該支出すべき年度における額）に100分の30を乗じて得た額
3 請負代金の額が3,000万円以上の土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造の契約であって当該機械類の納入に3箇月以上の期間を要するもの	請負代金の額に100分の30を乗じて得た額

- 2 市長は、工事等に係る契約規則第78条第4項の規定による中間前金払（前項の規定による前金払に追加してする前金払をいう。以下この項において同じ。）については、同項の表第1号の契約の区分の欄に掲げる500万円以上の工事が、契約規則第78条第4項各号のいずれ

も該当する場合に限り、1 契約 1 会計年度につき、請負代金の額に100分の20を乗じて得た額の範囲内で行うものとする。

- 3 前2項の規定により前金払又は中間前金払の額を計算する場合において、その額に10万円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

全部改正〔平成21年規則22号〕、一部改正〔平成21年規則22号・24年33号・令和2年3月規則45号〕

(部分払)

第8条 契約規則第79条の規定により部分払をするときは、次の表の左欄に掲げる工事等の請負代金の額の区分に応じ、それぞれ中欄及び右欄に掲げる回数を限度とする。

区分	前金払をしていない場合	前金払をしている場合
500万円未満	1回	—
500万円以上3,000万円未満	2回	1回
3,000万円以上1億円未満	3回	2回
1億円以上	4回	3回

全部改正〔平成21年規則22号〕、一部改正〔平成21年規則22号・24年33号・令和2年3月規則45号〕

(準用)

第9条 第4条から前条までの規定は、随意契約における場合に準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

第4条第2項	落札	契約の相手方を決定
第6条	入札	見積り

全部改正〔平成21年規則22号〕、一部改正〔平成21年規則22号・31年17号・令和2年3月規則45号〕

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

一部改正〔平成21年規則22号・令和2年3月規則45号〕

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の日の前日までに、合併前の南那須町建設工事執行規則（平成8年南那須町規則第9号）又は烏山町建設工事等執行規則（平成9年烏山町規則第13号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの規則の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（平成21年5月29日規則第22号）

この規則は、平成21年6月1日から施行する。

附 則（平成22年4月27日規則第40号）

この規則は、平成22年5月1日から施行する。

附 則（平成23年8月15日規則第28号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の附則第3項、別記様式第2号の第35条の2及び別記様式第5号の第35条の2の規定は、平成23年3月12日から適用する。

附 則（平成24年5月28日規則第33号抄）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成24年6月1日から施行する。

附 則（平成26年3月31日規則第1号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年8月1日規則第23号）

この規則は、平成27年8月1日から施行する。

附 則（平成28年10月1日規則第20号）

この規則は、平成28年10月1日から施行し、この規則による改正後の那須烏山市建設工事執行規則及び那須烏山市契約規則の規定は、同日以降に新たに請負契約を締結する工事から適用する。

附 則（平成31年3月29日規則第17号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年3月31日規則第45号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月31日規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 2 この規則による改正後の那須烏山市建設工事等執行規則の規定は、この規則の施行の日以後に締結する請負契約に適用し、同日前に締結した請負契約については、なお従前の例による。